

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 12 月 25 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
一宮耳鼻咽喉科クリニック	岡山市北区一宮山崎二七五一七	令和 八年 一月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 12 月 25 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みらいクリニック	岡山市中区湊三七四番地三	令和 七年十二月 一日
幸町記念しげいクリニック	岡山市北区大元駅前三番五七号	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 12 月 25 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
烟葉局 城東店	岡山市中区下一二一―六	令和 八年 一月 一日
なの花薬局大元上町店	岡山市北区大元上町一三番一七号	
ほり薬局	高梁市南町四六	
ウエリナ薬局	久米郡美咲町原田一七六四番地二	

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
(昭和三十二年政令第八十七号)第一条の規定に基づき公示する。

令和 7 年 12 月 25 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あかね薬局	岡山市東区神崎町一〇五一一六	令和 七年十二月 一日